

## アルバイトについての規程

※平日のアルバイトは原則として許可しない。

- 1 アルバイトは許可制とする。但し、次に該当する場合は認めない。
  - (1) 宿泊を伴うもの。但し、親宅等に泊まる場合については考慮する。
  - (2) 居酒屋等での接客。
  - (3) 土木工事等、危険を伴うもの。
  - (4) 夜間にわたるもの。(午後 8 時以降)
  - (5) 成績不振で欠点科目の多い者。
- 2 許可された生徒は、許可証を常時携帯し、巡回指導の際には提示すること。
- 3 無届けや、許可条件と異なる場合には、厳罰に指導する。
- 4 アルバイトが終了したら、直ちに報告書と許可証を担任へ提出すること
- 5 アルバイトで起こった問題は、全て問題行動として扱う。

### 【特別アルバイト】

平日のアルバイトの許可条件

- 1 生活が困窮しているため保護者が学年に要望し、学年部が認めた者。
- 2 生徒指導主事の面談において、理由が妥当かつ人物良好と判断し、生徒指導部で認められた者。

以上の 2 つの条件を充たし、保護者、本人同伴のもと、生徒指導主事より諸注意を行い、許可証を出すものとする。(アルバイトは午後 8 時までとする。)